6　指定公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

指定公共機関及び指定地方公共機関による国民保護措置の実施方法等については、これらの機関の自主性を尊重するものとする。

7　高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

国民保護措置の実施に当たっては、特に高齢者、障害者等に対してきめ細かな配慮をするほか、外国人の安否情報の収集・提供等に当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保するものとする。

8　国民保護措置を実施する者の安全の確保

国民保護措置については、武力攻撃の状況その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、これを実施する者の安全の確保に配慮するものとする。また、生活関連等施設の管理者に対し、その管理に係る生活関連等施設の安全確保のための必要な措置（以下「安全確保措置」という。）の実施を要請する場合等には、当該管理者に対して当該安全確保措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、当該管理者及び当該生活関連等施設に従事する者等の安全の確保に十分配慮するものとする。

第２節　住民の避難及び避難住民等の救援に関する措置

1　武力攻撃の兆候等に係る情報の収集及び報告

武力攻撃事態等において、各課室は、武力攻撃の兆候等に係る情報の収集及び分析に努め、これらの情報を入手したときは、直ちに、国民保護対策本部に報告するものとする。この場合において、国民保護対策本部は、直ちに、その情報を武力攻撃事態等対策本部に報告するものとする。

2　警報の発令、通知及び伝達

武力攻撃事態等に係る警報が発令されたときは、次に掲げる各指定公共機関の所管課室及び各生活関連等施設の担当課室から、防災業務必携で定めるところにより、それぞれの所掌に係る指定公共機関及び生活関連等施設に対し、電話、ファクシミリその他の適切な方法により、その旨を直ちに伝達するものとする。警報が解除された場合においても、同様とする。

A．指定公共機関

商務情報政策局情報処理振興課

独立行政法人情報処理振興推進機構

産業技術環境局技術振興課

独立行政法人産業技術総合研究所

資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課

内閣総理大臣の指定を受けた一般電気事業者及び卸電気事業者並びに一般ガス事業者

B．生活関連等施設

資源エネルギー庁電力・ガス事業部関係課、商務流通保安グループ電力安全課

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）第27条第１号に規定する発電所及び変電所（以下「生活関連発変電所」という。）

資源エネルギー庁電力・ガス事業部関係課、商務流通保安グループガス安全室

国民保護法施行令第27条第２号に規定するガス工作物（以下「生活関連ガス工作物」という。）

地域経済産業グループ産業施設課

国民保護法施行令第27条第９号に規定するダム（工業用水道事業に係るものに限る。以下「生活関連工業用水用ダム」という。）

商務流通保安グループ鉱山・火薬類監理官付

国民保護法施行令第28条第３号に規定する火薬類の取扱所（以下「生活関連火薬類取扱所」という。）

商務流通保安グループ電力安全課、高圧ガス保安室

国民保護法施行令第28条第４号及び第９号に規定する高圧ガスの取扱所（以下「生活関連高圧ガス取扱所」という。）

製造産業局生物化学産業課

国民保護法施行令第28条第10号に規定する生物剤及び毒素の取扱所（以下「生活関連生物剤等取扱所」という。）

製造産業局化学兵器・麻薬原料等規制対策室

国民保護法施行令第28条第11号に規定する毒性物質の取扱所（以下「生活関連毒性物質取扱所」という。）

3　避難措置の指示

武力攻撃事態等に係る避難措置の指示が発令されたときは、防災業務必携で定めるところにより、各指定公共機関の所管課室及び各生活関連等施設の担当課室から、それぞれの所掌に係る指定公共機関及び生活関連等施設に対し、電話、ファクシミリその他の適切な方法により、その旨を直ちに伝達するものとする。避難措置の指示が解除された場合においても、同様とする。

4　避難住民の誘導

商務情報政策局その他関係部局は、平素から、競技場、映画館、デパート等の大規模集客施設その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対して、火災や地震等への対応に準じて警報等の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる措置及び訓練の実施に努めるよう要請するものとする。

5　救援の実施

避難住民等の救援を行うに当たり、都道府県知事から支援を求められたときは、関係部局は、救援に係る物資を供給するほか、商務流通保安グループは、関係部局と協力し、物資の入手可能経路等の情報を提供するものとする。また、国民保護対策本部は、都道府県知事からの求めがあったときは、必要に応じ、専門知識を有する職員を派遣するものとする。

6　資機材の供与及び生活必需品等の給与又は貸与

製造産業局、商務情報政策局、商務流通保安グループ及び資源エネルギー庁は、応急仮設住宅等の建設に必要な資機材や、生活必需品、燃料等が不足し、調達が困難であるとして都道府県知事から支援を求められたときは、関係事業者又は事業者団体から情報の収集に努めるとともに、これらの関係事業者又は事業者団体に協力を要請し、資機材や生活必需品等の円滑な供給の確保を図るものとする。

7　安否情報の収集及び提供

武力攻撃事態等において、各課室は、その保有する被災者の安否情報を速やかに国民保護対策本部に報告するものとする。国民保護対策本部は、各課室から受けた報告を速やかに地方公共団体の長に提供し、地方公共団体の長が行う安否情報の収集等が円滑に行われるよう協力するものとする。この場合において、国民保護対策本部は、原則として、安否情報の対象となる避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の現に所在する地方公共団体の長に安否情報を提供するものとし、当該住民が住所を有する地方公共団体が判明している場合は、併せて当該地方公共団体の長に対し安否情報の提供を行うよう努めるものとする。

8　被災情報等の収集及び報告

武力攻撃事態等において、各課室は、その所管する施設及び設備、関係機関等に係る被害状況及び国民保護措置の実施状況に関する情報を収集し、速やかに国民保護対策本部へ報告するものとする。この場合において、国民保護対策本部は、各課室から報告を受けた被災情報等を、速やかに武力攻撃事態等対策本部に報告するものとする。